

わがまち特例一覧

対象資産・税目		取得時期	適用期間	桐生市の特例割合 (課税標準の特例措置)	根拠法令・市条例	対象となる具体的な資産の例		
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第28項 ・桐生市市税条例第61条の2第1項	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第29項 ・桐生市市税条例第61条の2第2項	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産		
事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産 ・固定資産税(家屋・償却資産) ・都市計画税(家屋)		平成29年4月1日から	期限なし	2分の1	・地方税法第349条の3第30項 ・桐生市市税条例第61条の2第3項	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産(利用定員5人以下)		
公共の危害防止用施設	汚水又は廃液処理施設 ・固定資産税(償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	期限なし	2分の1	・地方税法附則第15条第2項第1号 ・桐生市市税条例附則第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等		
	下水道除害施設 ・固定資産税(償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	期限なし	4分の3	・地方税法附則第15条第2項第5号 ・桐生市市税条例附則第10条の2第2項	沈殿又は浮上装置、汚泥処理装置、ろ過装置、中和装置等		
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備(※1) ・固定資産税(償却資産)	出力1,000キロワット以上	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	3年間	4分の3	・地方税法附則第15条第30項第2号イ ・桐生市市税条例附則第10条の2第7項	太陽光発電設備	
		出力1,000キロワット未満						3分の2
	風力発電設備(※2) ・固定資産税(償却資産)	出力20キロワット以上	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		3分の2	4分の3	・地方税法附則第15条第30項第1号ロ ・桐生市市税条例附則第10条の2第4項	風力発電設備
		出力20キロワット未満						
	水力発電設備(※2) ・固定資産税(償却資産)	出力5,000キロワット以上	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		4分の3	2分の1	・地方税法附則第15条第30項第2号ハ ・桐生市市税条例附則第10条の2第9項	水力発電設備
		出力5,000キロワット未満						
	地熱発電設備(※2) ・固定資産税(償却資産)	出力1,000キロワット以上	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		2分の1	3分の2	・地方税法附則第15条第30項第3号ロ ・桐生市市税条例附則第10条の2第11項	地熱発電設備
		出力1,000キロワット未満						
	バイオマス発電設備(※2) ・固定資産税(償却資産)	出力10,000キロワット以上 20,000キロワット未満	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		3分の2	2分の1	・地方税法附則第15条第30項第1号ニ ・桐生市市税条例附則第10条の2第6項	バイオマス発電設備
		出力10,000キロワット未満						
	企業主導型保育事業の用に供する施設 ・固定資産税(土地・家屋・償却資産) ・都市計画税(土地・家屋)		平成29年4月1日から令和3年3月31日まで		5年間	2分の1	・地方税法附則第15条第38項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第13項	取得対象期間中に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産
	生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けて導入した設備 ・固定資産税(償却資産)		平成30年6月6日から令和3年3月31日まで ※生産性向上特別措置法の改正を前提として2年延長見込み		3年間	0(ゼロ)	・地方税法附則第15条第41項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第14項	市の先端設備等導入計画の認定を受けて導入した設備
生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定に従って取得した事業の用に供する家屋及び構築物 ・固定資産税(家屋・償却資産)		令和2年4月30日から令和3年3月31日まで ※生産性向上特別措置法の改正を前提として2年延長見込み	3年間	0(ゼロ)	・地方税法附則第62条 ・桐生市市税条例附則第10条の2第16項	市の先端設備等導入計画の認定を受けて取得した事業の用に供する家屋及び構築物		
サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ・固定資産税(家屋)		平成27年4月1日から令和3年3月31日まで	5年間	3分の2(※3)	・地方税法附則第15条の8第2項 ・桐生市市税条例附則第10条の2第15項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅(契約方式が賃貸借契約に限る)		

(※1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備以外で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した自家消費型の太陽光発電設備に限られます。

(※2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備

(※3) 固定資産税の減額措置